

浦添市公式ホームページ連携アプリ 開発リリースのお知らせ

■お問い合わせ 国際交流課
(内線2613・2614)

市ホームページで発信する様々な行政情報やイベント情報、災害情報等を速やかに市民の皆さんに提供するため、沖縄防衛局の再編交付金を活用し、昨今普及が著しいスマートフォンを対象としたアプリケーション（iOS版）を開発しました。

主な機能・サービス

●市ホームページ情報閲覧
市ホームページで発信する情報が閲覧できます。閲覧情報はスマートフォンにダウンロードされ、災害時等、通信状態が悪化した際にも受信済のコンテンツを閲覧することが可能です。

●閲覧力テグリー絞り込み
行政情報のカテゴリを任意に指定し、閲覧コンテンツを絞り込むことが可能です。



▲「うらコロ(UraCoLo)」
「Urasocity Communication & Local Infomation」の略称。
→行政情報を簡単気軽に閲覧してもらい、情報共有推進を図るという意味合いを込めて名付けました。



例えば、「子育て・教育」に関する情報だけ、入札に関する情報だけでなく、市民が関心あるカテゴリを任意に選択し利用できます。

●コンテンツお気に入り登録
任意のページを指定し、お気に入り登録ができ、利用者はお気に入り登録した

ページをまとめて閲覧することができま。

●お知らせ通知 (プッシュ通知)

本市からのお知らせをプッシュ通知するサービスです。

例えば、災害等の情報や市からの重要なお知らせを速やかに情報提供が出来ます。

●アンケート実施・集計

ホームページで作成したアンケートを配信し、回答いただくことで市民ニーズを速やかに把握することが出来ます。

●地図情報サービス (GPS)

オープンデータを基にしてホームページで作成した本市の各種施設や文化財、公園等の地図情報および概要を配信し、モバイル端末上で検索・閲覧が出来ます。

今回開発したアプリは、iOS版であり、アンドロイド版については、今年度開発に取り組み、完了次第市民の皆さまに提供します。



▲「うらコロ」のダウンロードはQRコードから

社会保障・税番号 (マイナンバー)制度が始まります。

■問い合わせ

制度全般については
マイナンバーコールセンター
☎0570-120-0178【全国共通】
市の取組み状況については
行政改革推進室(内線2420)

社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは

行政運営を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、国が導入を進めている制度です。

マイナンバー(個人番号)の交付はいつから
平成27年10月から、マイナンバー(個人番号)が記入された通知カードが、市民一人ひとりに送付されます。

送付されてきた「通知カード」に同封された申請書の提出により、平成28年1月から市役所で「個人番号カード」を受け取ることが出来ます。

※マイナンバー制度については、マイナンバーコールセンターに問い合わせるか、内閣官房ホームページをご覧ください。



マイナンバー
内閣官房ホームページ

お知らせ

学生の皆さん、4月1日(水)から 平成27年度分学生納付特例制度の 受付が始まります！

■問い合わせ 国民年金係
(内線3111・3116)

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納めなければなりません。

しかし、学生の多くは、収入が無いなどの理由で保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」が設けられています。

申請受付 4月1日(水)から。8時30分～17時15分
※申請は4月中に行ってください。申請が遅れると方が一の場合に障害年金や遺族年金が請求できなくなる場合があります。

受付場所 市民課国民年金係

対象者 大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および職業能力開発校(短期を除く)などの夜間部・定時制過程・通信課程に在学する学生。
必要な書類
本人確認ができるもの(免

許証等)
・学生証(有効期限内のもの)または在学証明書(平成27年4月1日以降発行のもの)のいずれか

日本年金機構から学生納付特例継続通知のハガキが送られてきた人は...

送られてきたハガキに必要事項を記入の上、返送してください。ハガキを返送すれば手続きしたことになり、再度、市民課国民年金係窓口で申請する必要はありません。

審査基準

①本人の平成27年度の所得額(平成26年1月1日～平成26年12月31日までの分)
②災害・失業・事業の廃止等

以上の点を日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。
※免除申請する際は、前年の所得の有無を確認しますので所得のある方は申告が必要で。また、失業されている場合は、雇用保険受

給資格者証・雇用保険被保険者離職票などが必要で、学生納付特例が認められると...

◆学生納付特例期間は、年金の受給資格期間(最低25年必要)に算入されます。

◆年金額の計算には反映されません。ただし、老齢年金の減額を防ぐため、10年間までの保険料を追納することが出来ます。

◆障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。

※障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

※学生納付特例申請は、毎年申請が必要で、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば古い期間から順に納付が可能です。

※承認を受けた年度の翌年から起算して、3年目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。

※免除・納付猶予および学生納付特例の免除申請が、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようにになりました。

手続きはお早め!!



【浦添年金事務所からのお知らせ】

☎877-0343

自動音声での案内になります。※基礎年金番号がわかるものをご用意ください。※主に年金事務所での手続きになります。

後納制度

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、平成24年10月から平成27年9月30日までの間に限り、過去10年間の納め忘れの保険料を納めることができます。平成27年9月末までの措置です。

専業主婦(主夫)の年金に新たな手続きが始まります。

(特定期間該当届・特例追納のご案内)
国民年金の年金記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、必要な届出が行われなかったために第3号被保険者のままとなっている記録(不整合期間)の問題の対応策として、特定期間該当届の手続きをすることにより、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。さらに特定期間該当届の手続きをした期間は保険料を納付することができます。

特定保険料の納付が平成27年4月1日から平成30年3月31日までの時限措置で実施されます。国民年金後納・特定保険料納付申込書を提出することで、特定期間化した最大10年分の保険料を追納できるようになります。※後納制度と特例追納の期間が重なったときは、後納制度が優先されます。

後納制度・専業主婦(主夫)年金の改正に関する問い合わせ
国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050